

# 「いしかわ子ども総合条例」第33条の2等の改正（案）の概要について

## 1 趣 旨

県議会では、有害情報へのアクセスやネットいじめなどの携帯電話利用に伴う弊害から子どもを守る目的で、平成21年6月に、いしかわ子ども総合条例の一部を改正し、青少年の携帯電話の利用制限等に係る事項を規定した。

その後、青少年のスマートフォン所持率や利用の増加、小中学校でのGIGAスクール構想によるICT教育の推進により、青少年を取り巻くデジタル環境が大きく変化したため、これまでの「持たないことで、その弊害を避ける」という考え方を、「適切な利用方法を十分理解した上で、賢く利用する」ことに転換し、所持規制の廃止など、所要の改正を行う。

（第33条の2）

また、今後ますます推進されるデジタル社会において、乳幼児の心身の発達を守るための環境づくりに関する規定の追加も行う。 （第19条の2）

## 2 主な改正内容

### (1) デジタル社会における乳幼児の心身の発達を守るための支援について

（第19条の2）

乳幼児期は視力や言葉など心身が発達する重要な時期であり、スマートフォンやタブレット型端末その他の映像を表示する電子機器を、乳幼児に長時間見せることによる発達への影響について、県は市町、医療機関その他の関係機関と連携して、保護者及び県民の理解を深めるための啓発やその他の施策の推進に努めるものとする。

### (2) 携帯型情報通信機器の適切な利用について （第33条の2）

・学校における児童生徒への情報モラル、リテラシー教育の強化として、インターネットの適切な利用に関する教育その他の施策の推進に努めるものとする。

・現行の第3項「携帯電話の小中学生への所持規制」を廃止する。

・保護者は、青少年の年齢、発達段階等を考慮して、利用について、家庭内で青少年と話し合い、青少年が主体となり基準をつくるなどの適切な対応に努めるものとする。